１．被用者年金一元化で共済年金はどう変わったか

平成27年10月1日から被用者年金制度が一元化され、共済年金は厚生年金に統一されました。

共済年金と厚生年金の制度間で差異があるものについては、原則として厚生年金に揃えて解消することになります。

〇共済年金と厚生年金の違い

民間企業等に勤務するサラリーマン等が加入する年金が厚生年金、国家公務員や地方公務員及び私立学校の教職員等が加入する年金が共済年金です。両方を総称して「被用者年金」といいます。

〇どうして被用者年金を一元化するか

被用者年金制度の一元化は、今後、より一層深刻化する少子・高齢化の進展等に備えて、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間のサラリーマンや公務員を通じ、同じ保険料を負担し、同じ年金を受給するという年金制度の公平性を確保することにより、公的年金制度に対する国民の信頼を高めるため、年金を厚生年金に統一するものです。

〇いつから厚生年金になるのか

現在、退職後に支給されている退職共済年金は、平成27年10月以降「老齢厚生年金」と名称が変わります。

ただし、「老齢厚生年金」になるのは、平成27年10月2日以降に受給権が発生する場合であって、平成27年10月1日までに既に年金の受給権がある方は「退職共済年金」のままで変わりません。

〇職域部分の年金は無くなってしまうのか

平成27年9月末で共済年金独自の3階部分である「職域部分」は廃止され、平成27年10月から新たな年金制度として「年金払い退職給付」が設けられます。

平成27年9月までの組合員期間がある方については、その期間に応じた職域部分の年金が「経過的職域加算」として支給され、平成27年10月以降の組合員期間については、「年金払い退職給付」として別に支給されることになります。

年金払い退職給付の特徴は、現在の職域部分が、現役世代の保険料収入で受給者の給付を賄う「賦課方式」であるのに対して、将来の自分の年金給付に必要な原資を自分の保険料で積み立てる「積立方式」であることです。このため、組合員一人ひとりに仮想の個人勘定を設定して、退職時まで掛金を利子とともに毎月積み立て、65歳からその積立金を原資として年金が支給されます。言わば民間の企業年金のような制度で、将来の年金に必要なお金をあらかじめ保険料として積み立てる方式になります。

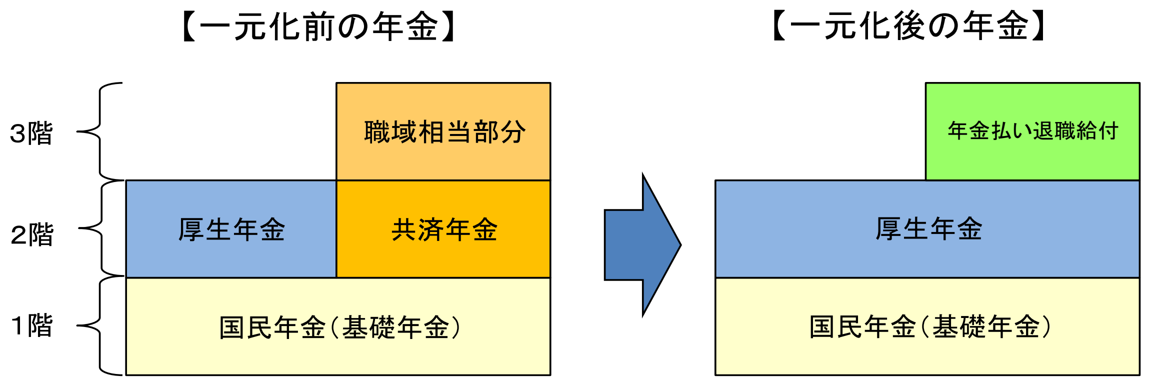
【一元化前の年金】
【一元化後の年金】
3階
2階
1階
職域相当部分
厚生年金
共済年金
国民年金（基礎年金）
年金払い退職給付
厚生年金
国民年金（基礎年金）